



県 章

滋賀県公報

平成 24 年 (2012 年)
1 0 月 5 日
第 3 6 0 5 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

告 示	
滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正 (税政課)	1
解除予定保安林の通知 (森林保全課)	1
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	2
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の事業所の名称変更の届出 (障害福祉課)	2
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害福祉課)	3
道路区域の変更 (道路課)	3
道路の供用開始 (道路課)	3
河川区域の廃止による廃川敷地等 (流域政策局)	3
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	4
公 告	
(仮称) 竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告 (環境政策課)	4
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (商業振興課)	7
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (商業振興課)	7
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (耕地課)	9
落札者決定の公告 (循環社会推進課)	9
健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (東近江)	10
土木事務所公告	
道路の指定公告 (湖東)	10

告 示

滋賀県告示第475号

昭和40年滋賀県告示第359号 (滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定) の一部を次のように改正する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

表中

田尻善隆	長浜市木之本 町田部733番 地の3
------	--------------------------

を

藤田和司	長浜市木之本 町木之本1369 番地
------	--------------------------

に改める。

付 則

この告示は、平成24年10月5日から施行する。

滋賀県告示第476号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 解除に係る保安林の所在場所 大津市石山南郷町字奥山1236 - 4、1236 - 5、1237 - 4、1237 - 5、1238 - 2

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 3 解除の理由 道路用地とするため

滋賀県告示第477号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。
 平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
福德寿薬局	大津市月輪一丁目3番8号	薬局	辻 佳 克	平成24.7.17
ふるさと薬局石山駅前店	大津市栗津町4-7石山駅前 近江鉄道ビル1階	薬局	立 石 眞 理	平成24.8.1
ふるさと薬局	大津市里五丁目2番11号	薬局	飯 田 豊	平成24.8.1
びわこ栗東薬局	栗東市大橋三丁目1-50	薬局	南 治 光	平成24.9.1
阪神調剤薬局栗東店	栗東市大橋二丁目5番36号	薬局	平 田 吉 彦	平成24.9.1
日本調剤栗東薬局	栗東市大橋二丁目6-18	薬局	常 松 香 代	平成24.9.1
おうみのくにクリニック	大津市大萱1-18-34中川ビル4階	病院・診療所	木 村 新	平成24.9.1
訪問看護ステーション彩	長浜市新居町137	訪問看護	-	平成24.9.1
ファルコはやぶさ薬局栗東店	栗東市大橋二丁目6-12	薬局	梶 本 晃 司	平成24.9.1

滋賀県告示第478号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。
 平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	訪問看護ステーション彩	長浜市新居町137	訪問看護	-	平成24.9.1
更生医療・育成医療	ファルコはやぶさ薬局栗東店	栗東市大橋二丁目6-12	薬局	梶 本 晃 司	平成24.9.1
更生医療・育成医療	びわこ栗東薬局	栗東市大橋三丁目1-50	薬局	南 治 光	平成24.9.1
更生医療・育成医療	阪神調剤薬局栗東店	栗東市大橋二丁目5番36号	薬局	平 田 吉 彦	平成24.9.1
更生医療・育成医療	日本調剤栗東薬局	栗東市大橋二丁目6-18	薬局	常 松 香 代	平成24.9.1

滋賀県告示第479号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから名称変更の届出があった。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

旧 名 称	新 名 称	所 在 地	医療の種類	変更年月日
ツジ薬局ヒカリ屋店	福德寿薬局	大津市一里山一丁目3-1	薬局	平成24.4.9

滋賀県告示第480号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
福德寿薬局	大津市一里山一丁目3-1	薬局	平成24.7.17
ふるさと薬局石山駅前店	大津市粟津町4-7石山駅前近江鉄道ビル1階	薬局	平成24.7.31
ふるさと薬局	大津市里五丁目2-11	薬局	平成24.7.31
植村クリニック	大津市大萱1-18-34中川ビル	病院・診療所	平成24.8.8

滋賀県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成24年10月5日から平成24年10月19日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	落川高月線	長浜市高月町森本字野庄15番4地先から	変更後	最小 9.3m 、 最大 9.6m	36.8m	道路改良工事(歩道設置)に伴う道路区域の変更
		長浜市高月町森本字野庄17番23地先まで	変更前	最小 6.3m 、 最大 9.4m	36.8m	

滋賀県告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成24年10月5日から平成24年10月19日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
県道落川高月線	長浜市高月町森本字野庄15番4地先から	平成24.10.5	L = 36.8m
	長浜市高月町森本字野庄17番23地先まで		

滋賀県告示第483号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および大津土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 河川の名称 淀川水系一級河川琵琶湖
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成24年10月5日
- 3 廃川敷地等の位置 大津市苗鹿三丁目字地蔵14 - 4
- 4 廃川敷地等の種類および数量 土地 755.28平方メートル

滋賀県告示第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年滋賀県告示第80号で認可した甲賀広域都市計画道路事業の事業計画の変更を平成24年10月5日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 施行者の名称 湖南市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業3・4・118号三雲駅線
- 3 事業施行期間 平成19年2月23日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

公 告

（仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

滋賀県土地開発公社 理事長 瀬古 良勝から送付のあった（仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価実施計画書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境保全の見地からの意見を平成24年9月27日に述べたので、同条第2項において準用する第9条第6項の規定により公告する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

（事業計画）

- 1 本事業は、工業団地の造成事業であるが、工場が立地した状況を含めて、環境影響評価を行っている。このため、工事中、供用開始後で部分的に、かつ段階的に事業の実施主体が変更されることとなるため、環境影響評価の内容および環境保全措置が確実に引き継がれるための情報整理を行うとともに、立地企業による組合の設立を要請するなどの仕組み作りを行うこと。
- 2 工事用車両、業務関係車両および通勤車両については、岡屋自治会内（町道岡屋仁殿線）からではなく、国道477号からの利用とするよう努めること。
- 3 工場が生産に使用する水は、地下水を使用せず工業用水で賄い、工程で使用した排水は全量公共下水道に放流する計画となっているが、このことが立地企業に確実に引き継がれるようにすること。
- 4 準備書p.82の水道水源について、竜王町の上水道はすべて県企業庁からの用水供給により賄われていることから、内容を修正すること。

（大気）

- 5 二酸化炭素やベンゼンについては、環境基準を上回るような評価結果は示されていないものの、施設の寄与率が10～20%を占めており、この値は必ずしも小さいとは言えない。記載された「環境保全措置」のうち、「施設利用車両の適正な走行」については、その確実な実施に努力すること。

（騒音・振動）

- 6 次の記載を改めること。
 - (1) 準備書p.308表8.2.22の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果について、現況、増加量、合成騒音、ではなく、現況、工事用車両、合成騒音とすること。

- (2) 準備書p.314表 8.2.28の施設利用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果についても、現況、増加量、合成騒音、ではなく、現況、施設利用車両、合成騒音とすること。
- (3) 準備書p.313表 8.2.27の供用後の施設利用車両の交通量は、昼夜別に記載すること。
- 7 環境保全措置については、必要に応じベスト追求型のものとし、次の事項に配慮すること。
- (1) 騒音の予測結果について、環境基準値のみ評価の基準とするのではなく、健康影響の近年の知見を踏まえた評価を実施すること。
- (2) 振動の予測結果について、要請限度のみを目標値とするのではなく、最大振動レベルなど住民影響に関連の強い指標を用いるものとする。また、振動による覚醒閾値いきを参考値として使用すること。
- (3) 道路振動について、「振動感覚閾値いき」との比較を行う際には、敷地境界上の振動レベルではなく、家屋内で振動が増幅されることを考慮して評価すること。
- (4) 建設作業振動については、規制基準だけでなく感覚閾値いきを用いた評価をしているが、道路交通振動についても同様な評価をすること。
- 8 環境保全措置における深夜、早朝の走行に関して、工業団地から竜王インターチェンジ間の走行については、周辺に住居等がなく、必ずしも制限する必要はないと考えられることから、むしろ、貨物輸送のための大型車は、可能な限りこのルートを利用するように努めること。
- なお、蒲生スマートインターチェンジの供用後も岡屋自治会への影響の少ない経路の利用に努めること。
- (悪臭)
- 9 悪臭については、立地企業の施設の種類によりその影響が大きく異なることから、特に食品や飼肥料の製造・加工に関する施設などが稼働する場合については、造成地売却時に臭気排出抑制に向けた指導・要請を徹底すること。
- 10 準備書p.356「(iv) 感覚補正」は「(iv) 評価時間に伴う補正」として、修正を行うこと。濃度の変換式ではなく、拡散幅を変換する式として算定を行うこと。
- (水象)
- 11 祖父川の氾濫防止に資するため、工事開始から調整池の適切な運用を図ること。
- (水質)
- 12 準備書p.386等に記載されている調整池の機能や事後調査については、以下の事項に留意し、具体的な対応策がわかるよう記述すること。
- (1) 土砂の除去の目安となる指標を定めるか、定期的な計画に基づく維持管理の徹底を図ること。
- (2) 河川への放流の目安を設定すること。
- (3) 土砂が自然沈降しない場合の追加の対応策をあらかじめ検討すること。
- 13 想定される立地工場が、化学工業、金属製品製造業、機械器具製造業等の工場であり、有害物質や油流出等の緊急事故が発生する可能性がある。万一そのような事故が発生した場合の影響は、地下水のみならず、公共用水域にも及びことから、その対応については、地下水と公共用水に分けて明示する必要がある。
- このような事故を想定し、雨水排水路きよを開渠としているが、開渠部分の増加や遮水板が設置可能なものとする等、追加の対応策についても検討すべきである。
- また、工事終了後は、段階的に企業等に管理が引き継がれ、別の主体にその管理責任が移行するため、それぞれが取り組むべきハード面、ソフト面の対応策を検討し、その内容が確実に引き継がれるよう情報の整備を行うこと。
- (地盤)
- 14 法面の安定性の評価については、近年の地震災害を受け、さらなる対応の必要性が議論されている。特に、谷埋め盛土については、地震の影響を受けると大きな影響が生じるため、最新の知見を収集し、積極的に設計計画に取り入れるよう明記すること。
- (動植物)
- 15 準備書p.545等に記載されている猛禽類きんのロードキル回避に対する保全対策は、効果の根拠がないため、削除すること。
- 16 当該地域は、サシバ、オオタカ等の希少猛禽類きんの重要な生息地となっている可能性があるため、専門家の意見をふまえて、適切な事後調査や必要に応じた工程の変更について、配慮すること。
- 17 猛禽類きんによる事業予定地の利用状況等を補足すること。
- 18 残置森林については、現状、人の手が入っていないため、猛禽類きんが活用できない状況となっている。
- 残置森林は、放置するだけでなく適切に手を加えることが必要である。これが潜在的に持っている生産性、多様性

を引き出すための方策、そしてこれを生かして行く方策を検討すること。

19 事業予定地の南北に設定する保全区域 (湿地) については、以下の事項に留意する必要がある。

(1) 目標とする植生、整備方針および管理手法を明確にすること。特に、北部の保全区域については、調整池の西側に隣接するモウソウチク林を整備して湿地を創出するため、池の物理的構造についても明確にすること。

(2) 保全区域は、管理し続けなければ植生遷移が進み、いずれは消失する可能性がある。これを防ぐには工事期間中の管理だけでなく、工事終了後の管理も確実にすること。

20 工事終了後の湿地の管理を、企業の C S R (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の一環として進出企業に引き継げるよう、保全区域で生育している種、環境条件、植生管理手法などの情報をわかりやすく整備すること。

21 緑化で使用予定の郷土種の植物は、市場からの入手が困難であり、苗木を育てる等の時間を要する対応が必要であることを念頭に置き、緑化計画を立てること。

(景観)

22 景観の予測地点の評価について、以下の理由により見直しを行うこと。

(1) No. 1 地点からの景観について、事業予定地東側での盛土により当該地点側に斜面が接近することになるため、景観が大きく変化する。また、No. 1 からの予測結果で示される法面の状況と、樹林化や緑化状況に関する説明に整合がとれていない。

(2) No. 2 地点についても、準備書記載の建物高さでは、切土により背景の丘陵が切り取られることになるため、景観が大きく変化する。

(3) No. 4 地点についても山の稜^{りょう}線を切ることになるため、同様である。

23 工場の建物高さについて、景観の予測のために設定している 20m を超える場合は、その予測結果が大きく変化する可能性があるため、その設定を担保するための方策を明記すること。

また、法面の緑化について、工事段階で対応できない事項が含まれるのであれば、その設定を担保するための方策を明記すること。

24 準備書 p. 650 の景観に対する環境保全措置については、以下の事項について見直しが必要である。

(1) 町道については、町での景観への考え方を踏まえ、ある程度具体的な内容を明示すること。

(2) 建築物の色彩について、明度の高い色彩は周辺と調和しにくいいため、逆に明度の低い色彩とすること。

(3) 夜間照明への対応について、光量への配慮事項を具体的に明示すること。

25 準備書 p. 651 表 8 . 15. 8 景観形成基準に、滋賀県景観計画 p. 59 の指導基準項目のうち、「敷地内における位置」、「形態」、「意匠」、「素材」、「樹木等の保全措置」の 5 項目を追加すること。また、建築物以外のその他の工作物についても、滋賀県景観計画「第 5 章 2 行為の制限に関する考え方 (3) 指導基準」を評価の基準とする旨 (p. 651) および、遵守を要請する旨 (p. 652) を追加すること。

(廃棄物)

26 進出企業に対し、3 R に加えゼロエミッションを推進することを確実に引き継ぐこと。

27 表 8 . 17. 2 の数値は、確認種を含めたデータなのか、および、胸高直径と樹高は平均値なのかを明確に記述すること。また、表 8 . 17. 5 の廃棄物量および再利用化 90 % 以上について、地下部を含めた値なのかを明確に記述すること。

28 一般廃棄物は、竜王町一般廃棄物処理計画に基づき処理すること。また、収集運搬業務は、事業者自らが町発行の許可書により搬入するか、委託業者に事業者自らが委託することを立地企業に責任を持って説明し、実施させること。

(文化財)

29 事業予定地内にある既知の堤ヶ谷遺跡は、弥生時代の環濠集落^{ごう}であり、非常に重要な文化的遺産である。したがって、可能な限り遺跡のある部分の改変を行わない、もしくは、やむを得ず改変する場合は、滋賀県教育委員会および竜王町教育委員会の指導を受けながら記録保存に万全を期すほか、部分的にでも残し、これを活用する方法を検討すること。

30 発掘調査等によって重要な遺構・遺物が検出された場合は、その保存について滋賀県教育委員会および竜王町教育委員会と協議の上、その保存に努めるものとする。

(伝承文化)

31 伝承文化は、民俗文化財だけを指すのではなく、事業予定地およびその周辺での人々の営み自体も含むものであるため、事業予定地で行われた人々の営みについて調査し、その結果を明記すること。

- 32 事業予定地の改変区域内に所在する祠、石碑について、近接する岡屋集落との関わり合いを調査し、補足すること。
- 33 伝承文化の調査結果については、出典資料等を明記すること。
(温室効果ガス)
- 34 準備書p.700について、「施設利用車両の走行距離」について、「施設利用車両は、滋賀県内を走行するものを対象」としているが、p.206では、滋賀県の都道府県間流動量の重量割合として、滋賀県内は59%となっていることから、本予測が過小評価となっていないことを確認すること。
- 35 準備書p.733について、立地企業のとるべき環境保全措置に次の対策の追加を検討すること。
- (1) 省エネルギー視点に加えて、温室効果のあるフロン類等の温室効果ガス削減のための技術開発の今後の動向を踏まえ、対策技術を可能な限り採用する。
 - (2) 施設のエネルギーとして、太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な利用を促進する。
 - (3) 業務関連車両について、鉄道輸送の活用など、より温室効果ガス排出の少ない輸送手段の活用に努める。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ユース安曇川店 高島市安曇川町西万木230番地ほか6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ユース 福井県福井市文京一丁目16番1号 代表取締役 古谷光雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ユース 福井県福井市文京一丁目16番1号 代表取締役 古谷光雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年3月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,698平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 130台
- 7 駐輪場の収容台数 50台
- 8 荷さばき施設の面積 185平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 75立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時30分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (1) 荷さばき施設 および 7時から21時まで
 - (2) 荷さばき施設 6時から7時まで
- 14 届出年月日 平成24年9月14日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
高島市産業経済部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
 - (2) 縦覧期間 平成24年10月5日から平成25年2月5日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年2月5日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 パワーセンター大津 大津市萱野浦25番地30号ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 荷さばき施設の位置および面積 3か所 479.15平方メートル
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から21時まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から21時30分まで
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 および 9時から19時まで
荷さばき施設 6時から21時まで
 - (2) 変更後
 - ア 荷さばき施設の位置および面積 4か所 570.95平方メートル
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から21時30分まで
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 および 9時から19時まで
荷さばき施設 6時から21時まで
荷さばき施設 22時から6時まで
- 3 変更年月日 平成24年11月15日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イチローファイブ特定目的会社 東京都千代田区神田神保町一丁目11番地さくら総合事務所内 取締役 中村里佳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パロー 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美ほか10者
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 14,110.49平方メートル
 - (4) 駐車場の収容台数 426台
 - (5) 駐輪場の収容台数 241台
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量 101.66立方メートル
 - (7) 駐車場の出入口の数 2か所
- 5 届出年月日 平成24年9月13日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成24年10月5日から平成25年2月5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年2月5日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 買取倉庫甲西店 湖南市夏見163-1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 100台

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時30分から19時30分まで
ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時から20時まで

(2) 変更後

ア 駐車場の位置および収容台数 121台

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

3 変更年月日 平成24年9月20日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社
アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 取締役 新居伸之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
有限会社文 愛知郡愛荘町長野字久保1310番地 代表取締役 安武俊一郎

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,695平方メートル

(4) 駐輪場の収容台数 10台

(5) 荷さばき施設の位置および面積 1か所 25.2平方メートル

(6) 廃棄物等の保管施設の容量 25.14立方メートル

(7) 駐車場の出入口の数 4か所

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで

5 届出年月日 平成24年9月19日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地

(2) 縦覧期間 平成24年10月5日から平成25年2月5日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成25年2月5日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営安曇川左岸地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 縦覧に供する書類 変更後の県営安曇川左岸地区土地改良事業の計画の概要

2 縦覧期間 平成24年10月5日から平成24年10月25日まで

3 縦覧場所 高島市役所農業振興課

4 意見書の提出の方法等

(1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。

(2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容

(3) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 高島農業農村振興事務所田園振興課 〒520-1621 高島市今津町今津1758

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定により公告する。

平成24年10月5日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託業務名および数量 平成24年度第 R D - 3 号旧産業廃棄物最終処分場一次対策廃棄物運搬処分業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077 - 528 - 3671
- 3 落札者を決定した日 平成24年 9 月20日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 大栄環境グループ共同企業体 (代表構成員 大栄環境株式会社) 大阪府和泉市テクノステージ二丁目 3 番28号
- 5 落札金額
 - (1) 特別管理産業廃棄物相当物 (埋立判定基準超過物)
 - 運搬料 4,903円 / t
 - 処分料 37,800円 / t
 - (2) 産業廃棄物 (医療系廃棄物)
 - 運搬料 5,565円 / t
 - 処分料 29,190円 / t
 - (3) 産業廃棄物 (ドラム缶等およびその内容物が浸潤した廃棄物土)
 - 運搬料 4,903円 / t
 - 処分料 29,190円 / t
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成24年 8 月10日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第30号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成24年10月 5 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイハウス心	東近江市中小路町682 - 1	株式会社グリーンハート 代表取締役 萩原愛	東近江市中小路町682 - 1	通所介護 介護予防通所介護	平成24.10.1	2570500849

土木事務所公告

道路の指定公告

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 4 号の規定による道路として、次のとおり指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

滋賀県湖東土木事務所長 橋 本 重 一

地名・地番	申請人住所・氏名	延長メートル	幅員メートル	本数条
愛知郡愛荘町大字松尾寺字末谷 968 - 4、968 - 22、968 - 23、 968 - 34、968 - 50、字野瀬1395 - 4、1395 - 6 の一部、1406 - 2、1416 - 2、1415 - 1 の一部	大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県知事 嘉田由紀子	313.10	7.80 ~ 10.30	1